

＜労働災害総合保険＞ この保険は政府労災保険等の上乗せ保険です。

労災上乗せ補償制度のご案内

生協の経営をサポートし、
経営と雇用関係の
安定化を実現します！

保険期間

2025年4月1日(午後4時)～
2026年4月1日(午後4時)

お申込め切日

2025年1月31日(金)

この「労災上乗せ補償制度」は全国332の会員生協ならびに関連会社の皆様が結集することにより、より有利な割引を適用できる制度です。

会員生協の経営の安定と職員の福利厚生の向上をはかるため、ぜひご加入をご検討いただきますよう宜しくお願い申し上げます。



日本生協連の労災上乗せ補償制度とは

- 1992年に、生協の皆さまの労働災害リスクに備える保険として発足した制度で、個別にご加入いただくより低廉な保険料でご加入できます。
- 本制度は、右の補償イメージのとおり「法定外補償条項」と「使用者賠償責任条項」の2つの保険で形成されています。

労災上乗せ
補償制度
で対応

使用者賠償責任条項

法定外補償条項

政府労災保険等

補償
全体



●本制度の特徴

- 1 全国会員生協の結集メリットがあるため、個別に保険加入する場合に比べて**低廉な保険料**で補償が得られます。
- 2 保険料は、**全額経費として損金に算入**できます。(2024年12月現在)
- 3 保険金は、**生命保険や傷害保険などから受けとる保険金等に関係なく支払われます**。ただし、同種の保険契約がある場合で、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われたときは、保険金が支払われない場合があります。
- 4 保険金は、直接会員生協に支払われるため、**会員生協から職員に対して「補償金」として支給することが可能です**。(被災職員への直接支払も可能です。)
- 5 保険金は**すべて一時金で支払われます**。(政府労災保険等の支給は、一時金と年金の場合があります。)

●労働災害事故の状況

1 労災事故による死傷者数は毎年10万人を超えています!

令和二年度における、政府労災保険の新規受給者数^(注)は **678,604人**。
時間単位に換算すると、**1時間に約77人**もの方が政府労災保険の保険金を受け取る事故が発生しているのです!

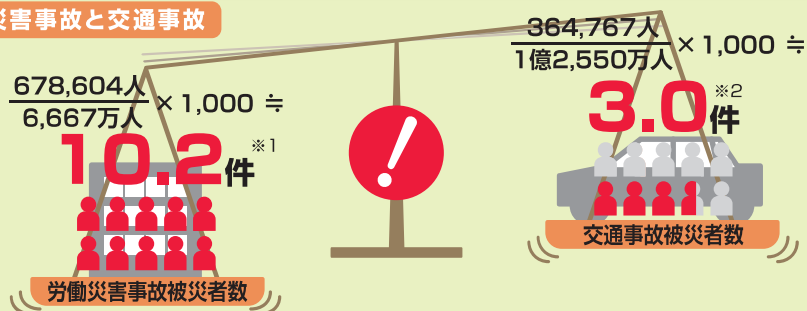
(注)遺族一時金、葬祭料や介護給付等の被災者本人以外の方が受け取る場合を含みます。

出典：厚生労働省「令和三年度労災保険事業の保険給付等支払状況」



2 1,000人あたりの事故発生件数では交通事故を上回ります。

労働災害事故と交通事故



労働災害事故が発生件数の高い事故であることが分かります。

※1…出典：厚生労働省「令和三年度労災保険事業の保険給付等支払状況(政府労災新規受給者数)」、総務省「令和三年労働力調査」

※2…出典：警察庁交通局「令和三年中の交通事故の発生状況」、総務省「令和三年人口推移」

3 労災事故をめぐる高額判決・和解事例が相次いでいます!

判決金額	業種	事故内容
1億9,800万円	精密機器製造	人事異動後の集中残業による脳内出血で意識障害(大阪地裁 2008年4月判決)
1億9,400万円	レストラン	レストラン支配人(管理職)が脳過労障害(鹿児島地裁 2010年2月判決)
1億6,800万円	広告業	ラジオ局員が過労自殺(最高裁 2000年3月判決)
1億6,700万円	市立病院	医師が過労死(長崎地裁 2019年5月判決)
1億3,000万円	銀行	行員が長時間労働によるうつ病で過労自殺(熊本地裁 2014年10月判決)



●補償の概要

お支払いの対象となる災害

業務上災害

+

通勤災害

●お支払いする保険金の種類(法定外補償条項)

死亡に対する法定外補償保険金

+

休業に対する
法定外補償
保険金

+

災害付帯
費用補償
保険金

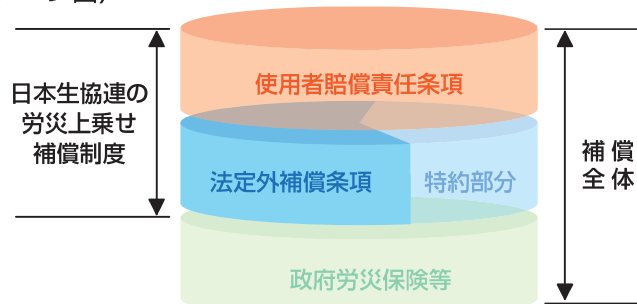
後遺障害に対する法定外補償保険金

※「業務上災害」「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数等の認定については政府労災保険等の決定に従います。
(所轄の労働基準監督署長の認定によります。)

※死亡に対する法定外補償保険金と後遺障害に対する法定外補償保険金の重複支払は行われず、いずれか高い金額を限度とするお支払いとなります。

日本生協連の労災上乗せ補償制度のしくみ

〈イメージ図〉



※補償の対象となる生協職員は、政府労災保険等の適用を受ける労働者です。また、正規職員、パートタイマー等の区分により、コースをそれぞれ分けてご加入いただくこともできます。

本制度のしくみ

本制度は、(1)法定外補償条項と(2)使用者賠償責任条項の2種類の補償条項から構成されています。

法定外補償条項

生協職員が業務上または通勤途上^(注)の災害によって身体の障害(死亡、後遺障害を含みます。以下同様とします。)を被ったことにより、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことによって被る損害を補償するための保険です。
(注)通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

使用者賠償責任条項

生協職員が業務上の災害により身体の障害を被り、政府労災保険等の給付がなされた場合に、生協が法律上の損害賠償責任を負い、その損害賠償金の額が政府労災保険や生協の災害補償規定または法定外補償条項による給付等の合計額を超える場合に保険金をお支払いします。

※いずれか一方のみのご加入も可能です。

保 険 契 約 者：日本生活協同組合連合会

加入者(被保険者)：日本生活協同組合連合会の会員生協・会員生活協同組合連合会およびその関連会社、日本生活協同組合連合会の関連会社

※保険金は職員に対してではなく、被保険者である会員生協にお支払いします。その全額を、会員生協から直接、被災職員またはその遺族に補償金としてお支払いください。なお、被災職員またはその遺族への直接支払も可能です。

●お支払いする保険金

1 法定外補償条項

保険金をお支払いする主な場合

次のような場合に保険金をお支払いします。

物流施設内で
商品が落ちてきてケガ



店舗の外階段を
踏みはずしてケガ



機械に手を
挟まれてケガ



通勤中に電車の
事故でケガ



お支払いする保険金

以下の保険金について、ご契約内容に基づき保険金をお支払いします。
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上^(注)の災害によって死亡した場合にお支払いする保険金です。



後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上^(注)の災害によって後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。



休業に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上^(注)の災害による身体の障害によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払を受けられない日の第4日目以降が対象で、1,092日分を限度とします。



(注)通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

災害付帯費用補償保険金（災害付帯費用補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。）

「死亡に対する法定外補償保険金」、「後遺障害（政府労災保険の第1級～第7級）に対する法定外補償保険金」をお支払いする場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額まで実費でお支払いします。



セットできる主な特約

特別加入者補償特約

中小事業主（政府労災保険第一種特別加入者）、一人親方（政府労災保険第二種特別加入者）等の特別加入者の労働災害を拡張して補償します。

海外危険補償特約

政府労災保険第三種特別加入制度へ加入している海外駐在員等の労働災害を拡張して補償します。

職業性疾病補償特約

業務災害と判断するのに困難な、職業性疾病（長期間にわたる業務に伴って有害作用が蓄積して発症する疾病）を補償します。

天災危険補償特約

基本補償では、補償対象外となる天災（地震・噴火・津波）に起因した業務災害について補償します。

退職者加算特約

被用者が特定の後遺障害を被ってから3年以内に退職した場合の退職者加算金を拡張して補償します。

コンサルティング費用補償特約

被用者の身体の障害が業務上または通勤途上の災害により発生し、労災保険法等の請求が労働基準監督署等で受理された場合、労災認定に関わらず、被保険者（被保険者の役員等を含みます。）が負担するコンサルティング費用を補償します。

2 使用者賠償責任条項

保険金をお支払いする主な場合

被用者が業務上の災害によって身体の障害を被り、政府労災保険等の給付がなされた場合に、生協が法律上の損害賠償責任を負った場合に、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を保険金としてお支払いします。（業務上、業務外の認定については、政府労災保険の認定にいたします。）

お支払いする保険金

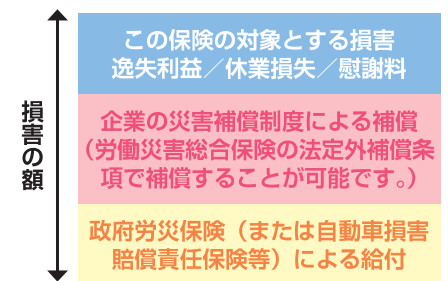
お支払いする保険金は次のとおりです。

業務上の災害により被災した被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金

労災保険法等により保険給付が決定された場合に限り、保険金をお支払いします。

- ①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の災害補償制度等により給付される金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。
- ②慰謝料
法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。
政府労災保険等では、慰謝料は給付の対象となっておりません。

※政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象になります。



賠償問題解決のために要した費用

法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。

- ①訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
 - ②示談交渉に要した費用
 - ③求償権保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用
 - ④引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用
- 事前引受保険会社の書面による同意を必要とします。

※被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

お支払いする保険金の限度額（支払限度額）

ご加入にあたってお支払いする保険金の支払限度額を被用者1名および1災害についてそれぞれ設定していただきます。

この支払限度額は、1名および1災害に対する限度であって、保険期間中の総支払額に制限はありません。

免責金額（自己負担額）

ご加入時に免責金額（1災害についてお支払いする賠償の額から控除する自己負担額）を設定いただくことにより、保険料の割引を行うことができます。免責金額を設定いただけるのは、次の2つの条件に合致する場合に限りまのでご注意ください。

- a. 会員生協が法定外補償規定等^(注)を定めていないこと
- b. 会員生協が法定外補償保険等（他保険を含みます。）に加入していないこと

（注）法定外補償規定等とは、被保険者である事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。

1 法定外補償条項のみに加入する場合

法定外補償条項は、【定額コース】・【定率コース】のいずれかを選択してください。各コースの加入タイプは業務上・通勤災害の補償内容、休業補償付帯の有無、災害付帯費用の補償内容により異なります。

- ① 会員生協が法定外補償規定等を定めている場合
法定外補償規定等に定める補償金額の範囲内で加入コースを選択していただきます。(法定外補償規定等の補償金額と支払限度額は同額にすることをおすすめします。)
- ② 会員生協が法定外補償規定等を定めていない場合
任意に加入コースを選択していただきます。

※自由設計によりご加入いただくこともできますので、ご希望の際は(株)アイアンドアイサービスまでご照会ください。
なお、自由設計の場合は死亡、後遺障害については4,000万円以内、休業補償については1日につき4,000円以内で設定できます。

定額コース

イ.P7【定額コース表】のように死亡、後遺障害の各補償保険金については支払限度額を、また休業補償保険金については、休業補償保険金日額を定めていただきます。

ロ.上記イ.の金額を労災保険事故の場合に保険金としてお支払いします。

定率コース

イ.P8【定率コース表】のように死亡、後遺障害の各補償保険金については給付日分(数)を、また休業補償保険金については給付割合(%)を定めていただきます。

ロ.1日あたりの平均賃金に上記イ.の日数(または%)を乗じた額を労災保険事故の場合に保険金としてお支払いします。

法定外補償条項のすべての加入コースには、下記の特約がセットされます。

- 通勤災害補償特約
政府労災保険等の対象となっている通勤(出勤・退勤)途上の身体の障害について補償金の支払責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。
- 災害付帯費用補償特約あるいは災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)
労働災害の発生に付随して、会員生協が負担する費用(香典、社葬費用、花輪代等)を支払限度額まで実費でお支払いします。
(注)K-2タイプにはこの特約はセットされておりません。
- 過労自殺補償特約
「過労自殺」が労災認定された場合にお支払いの対象であることを明確にする特約です。
- 保険料確定特約
本パンフレットのP10をご覧ください。

2 使用者賠償責任保険のみに加入する場合

1名および1災害の支払限度額を設定のうえ、ご加入していただきます。なお、法定外補償規定等を定めていない場合は1災害についての免責金額(自己負担額)を設定することもできますので、ご希望の際は(株)アイアンドアイサービスまでご照会ください。

3 法定外補償条項と使用者賠償責任条項を組み合わせて加入する場合

法定外補償条項のご加入方法は左記1.のとおりですが、この場合の使用者賠償責任条項は、法定外補償条項の上乗せ契約となり、免責金額(自己負担額)を設定することはできません。

4 保険期間およびご加入にあたっての注意事項

2025年4月1日午後4時 から 2026年4月1日午後4時 までの1年間

※現在ご契約の他の契約満期に合わせて本制度の保険期間の中途における加入もできます。中途加入の場合も保険期間の終了日は2026年4月1日となります。

※著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

5 自由設計をご希望される場合など

自由設計をご希望される場合、あるいは下記の事項に該当されるときは、株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。

- ◆政府労災保険の業種コード94(その他の各種事業)以外の業種に該当する場合
- ◆政府労災保険第三種特別加入制度へ加入している海外駐在員等の労働災害を拡張して補償する必要がある場合
- ◆中小事業主(政府労災保険第一種特別加入者)、一人親方(政府労災保険第二種特別加入者)等の特別加入者の労働災害を拡張して補償する必要がある場合
- ◆退職者加算金を法定外補償保険金に加算してお支払いする特約をご希望される場合
- ◆中途加入される場合
- ◆使用者賠償責任条項に加入される場合
- ◆従業員の身体の障害が業務上または通勤途上の災害により発生し、労災保険法等の請求が労働基準監督署等で受理された場合、労災認定に関わらず、被保険者が負担するコンサルティング費用を補償する特約をご希望される場合

など

6 加入依頼書兼告知書^(注)のご確認

ご加入の際には加入依頼書兼告知書^(注)の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
事実を記載されなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注)引受保険会社にこの保険契約のご加入申込みをするために提出する書類をいい、ご加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

●ご加入タイプ表

- 各タイプの保険料は、政府労災保険の業種コード94(その他の各種事業)の条件で算出しています。
- 適用保険料は、被保険者ごとまたは明細ごと、かつ「死亡・後遺障害」「休業」および特約ごとに計算するため、下記計算結果と異なる場合があります。また、割引率は加入状況等により変動する場合があります。このため実際の適用保険料は別途代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

定額コース

法定外補償規定等に基づき、その補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。1被用者につき、支払限度額を「被用者1名につき〇〇円」と金額で設定します。

加入タイプ		A-1		A-2		B-1		C-1	
1名あたり年間保険料		310円		340円		210円		600円	
職業性疾病補償特約追加保険料		10円		10円		10円		10円	
天災危険補償特約追加保険料		85円		104円		83円		169円	
使用者賠償追加保険料※3		157円		157円		162円		142円	
1名につき		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害	
死亡		500万円		500万円		500万円		1,000万円	
後遺障害	1級	500万円		500万円		500万円		1,000万円	
	2級	500万円		500万円		500万円		1,000万円	
	3級	500万円		500万円		500万円		1,000万円	
	4級	400万円		400万円		400万円		800万円	
	5級	350万円		350万円		350万円		700万円	
	6級	300万円		300万円		300万円		600万円	
	7級	250万円		250万円		250万円		500万円	
	8級	200万円		200万円		200万円		400万円	
	9級	150万円		150万円		150万円		300万円	
	10級	100万円		100万円		100万円		200万円	
	11級	50万円		50万円		50万円		100万円	
	12級	25万円		25万円		25万円		50万円	
	13級	15万円		15万円		15万円		30万円	
	14級	10万円		10万円		10万円		20万円	
休業補償		1日につき1,000円		1日につき1,000円		1日につき1,000円		1日につき2,000円	

加入タイプ		C-2		S-1		S-2	
1名あたり年間保険料		630円		990円		1,020円	
職業性疾病補償特約追加保険料		10円		10円		10円	
天災危険補償特約追加保険料		187円		289円		307円	
使用者賠償追加保険料※3		142円		132円		132円	
1名につき		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害	
死亡		1,000万円		2,000万円		2,000万円	
後遺障害	1級	1,000万円		2,000万円		2,000万円	
	2級	1,000万円		2,000万円		2,000万円	
	3級	1,000万円		2,000万円		2,000万円	
	4級	800万円		1,600万円		1,600万円	
	5級	700万円		1,400万円		1,400万円	
	6級	600万円		1,200万円		1,200万円	
	7級	500万円		1,000万円		1,000万円	
	8級	400万円		800万円		800万円	
	9級	300万円		600万円		600万円	
	10級	200万円		400万円		400万円	
	11級	100万円		200万円		200万円	
	12級	50万円		100万円		100万円	
	13級	30万円		60万円		60万円	
	14級	20万円		40万円		40万円	
休業補償		1日につき2,000円		1日につき2,000円		1日につき2,000円	

※1 災害付帯費用補償特約がセットされます。

※2 災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)がセットされます。

※3 1名、1事故あたり支払限度額1億円、被用者数100名、事業種類コード94として試算しております。

定率コース

法定外補償規定等に基づき、その補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。1被用者につき、1日あたりの平均賃金の倍数で設定します。

※平均賃金は、原則として事故発生日の直前3か月間のその被用者に支払われた賃金の総額の平均日額をいいます。(3か月を超える期間ごとに支払われる賞与等を除きます。)

加入タイプ		E-1		E-2		G-1		G-2	
賃金100万円あたり年間保険料		120円		120円		180円		180円	
職業性疾病補償特約追加保険料		10円		10円		10円		10円	
天災危険補償特約追加保険料		31円		38円		52円		59円	
使用者賠償追加保険料※3		122円		122円		113円		113円	
1名につき		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害	
死亡		1,000日分		1,000日分		2,000日分		2,000日分	
		80日分 (40万円限度)		240日分 (120万円限度)		80日分 (40万円限度)		240日分 (120万円限度)	
後遺障害	1級	1,000日分		1,000日分		2,000日分		2,000日分	
	2級	1,000日分	20日分 (10万円限度)	1,000日分	60日分 (30万円限度)	2,000日分	20日分 (10万円限度)	2,000日分	60日分 (30万円限度)
	3級	1,000日分		1,000日分		2,000日分		2,000日分	
	4級	800日分		800日分		1,600日分		1,600日分	
	5級	700日分		700日分		1,400日分		1,400日分	
	6級	600日分	10日分 (5万円限度)	600日分	30日分 (15万円限度)	1,200日分	10日分 (5万円限度)	1,200日分	30日分 (15万円限度)
	7級	500日分		500日分		1,000日分		1,000日分	
	8級	400日分		400日分		800日分		800日分	
	9級	300日分		300日分		600日分		600日分	
	10級	200日分		200日分		400日分		400日分	
	11級	100日分		100日分		200日分		200日分	
	12級	50日分		50日分		100日分		100日分	
	13級	30日分		30日分		60日分		60日分	
	14級	20日分		20日分		40日分		40日分	
休業補償		20%		20%		20%		20%	

加入タイプ		H-1		K-1		K-2	
賃金100万円あたり年間保険料		150円		110円		170円	
職業性疾病補償特約追加保険料		10円		10円		10円	
天災危険補償特約追加保険料		44円		43円		51円	
使用者賠償追加保険料※3		123円		123円		113円	
1名につき		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害	
死亡		2,000日分		2,000日分		2,000日分	
		80日分 (40万円限度)		80日分 (40万円限度)		80日分 (40万円限度)	
後遺障害	1級	2,000日分		2,000日分		2,000日分	
	2級	2,000日分	20日分 (10万円限度)	2,000日分	20日分 (10万円限度)	2,000日分	20日分 (10万円限度)
	3級	2,000日分		2,000日分		2,000日分	
	4級	1,600日分		1,600日分		1,600日分	
	5級	1,400日分		1,400日分		1,400日分	
	6級	1,200日分	10日分 (5万円限度)	1,200日分	10日分 (5万円限度)	1,200日分	10日分 (5万円限度)
	7級	1,000日分		1,000日分		1,000日分	
	8級	800日分		800日分		800日分	
	9級	600日分		600日分		600日分	
	10級	400日分		400日分		400日分	
	11級	200日分		200日分		200日分	
	12級	100日分		100日分		100日分	
	13級	60日分		60日分		60日分	
	14級	40日分		40日分		40日分	
休業補償		20%		20%		20%	

※1 災害付帯費用補償特約がセットされます。

※2 災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)がセットされます。

※3 1名、1事故あたり支払限度額1億円、賃金総額400,000千円、事業種類コード94として試算しております。

●保険金をお支払いしない主な場合

■保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。

法定外補償条項および使用者賠償責任条項共通	(1) 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害^(注1)については、保険金をお支払いしません。 ① 保険契約者もしくは被保険者^(注2)またはこれらの事業場の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3) ④ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 (2) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。 ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 ② 風土病による身体の障害 ③ 職業性疾病^(注6)による身体の障害 等 (注1) 身体の障害 これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。 (注2) 保険契約者もしくは被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注3) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注4) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。 (注5) 核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。 (注6) 職業性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。 (例) 粉塵による「じん肺」、著しい騒音による「耳の疾患」、タイピスト等の「手指のけいれん」、鉛、水銀、マンガン等による「中毒」、アスベストによる「中皮腫」
法定外補償条項	(1) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。 ① 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害 ② 被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害 ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 酒気を帯びた状態^(注2)で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害 等 (2) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対して被保険者が災害補償金の支払責任を負担することによって被る損害については、保険金をお支払いしません。 (注1) 法令に定められた運転資格 運転する地における法令によるものをいいます。 (注2) 酒気を帯びた状態 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。
使用者賠償責任条項	(1) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。 ① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をとる親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 (2) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いしません。 (3) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収することにより、被保険者が負担する金額については保険金をお支払いしません。 等

* 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

●もしも事故が発生したら（事故が起こった場合の手続）

■事故発生時のお申し出について

- 災害が発生した場合には、災害の拡大を防止または軽減する処置を行い、政府管掌の労災保険に申請を届け出たうえで、速やかに以下①②の書類を三井住友海上火災保険株式会社までご郵送ください。
- ① 労災保険事故通知書
当社HP <https://iandi-s.co.jp/> から印刷をお願いします。
発生日時・場所、被災職員の住所・氏名、被災状況等をご記入ください。
- ② 労働者死傷病報告の写し

三井住友海上火災保険株式会社
火新損サ第1SC
生協労災上乘せ補償制度担当

〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
三井住友海上駿河台新館10階

TEL: 03-3259-5824
FAX: 03-3259-5594

●保険金の請求方法

■労災保険法等の支給決定通知後、「保険金請求書」(引受保険会社所定)に引受保険会社が求める書類を添えて、引受保険会社にご提出いただけます。

書類の例

- 労災保険法等の「支給請求書」(写)および「支給決定通知書」(写)
- 災害の発生状況を確認できる書類
- その他特に引受保険会社より依頼される必要書類 等

(注)引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします(*)。

(*)詳細は後記「重要事項のご説明」P.13「1.災害が起こった場合」をご確認ください。

●「ご加入の手続き」と「保険料確定特約」について

1 保険期間

2025年4月1日～2026年4月1日

※なお、現在ご契約の他の契約満期に合わせて中途でのご加入もできます。

2 加入依頼書兼告知書の送付メ切日

2025年1月31日(金) (株式会社アイアンドアイサービス必着)

3 保険料の払込方法

2025年3月14日(金)までに、別途ご案内する所定の方法にてお支払いください。

4 加入方法

「労働災害総合保険加入依頼書兼告知書」に必要事項をご記入のうえ、株式会社アイアンドアイサービスにご送付ください。

- 「労働災害総合保険加入依頼書兼告知書」は政府労災保険等ご加入の事業所単位でご提出ください。
- 添付していただく書類については下記の通りです。

定額コースご加入の場合

政府労災保険等における直近の「労働保険確定保険料申告書」(前年度)「平均被用者数」は、上記書類に記載の「常時使用労働者数」となります。

定率コースご加入の場合

政府労災保険等における直近の「労働保険確定保険料申告書」(前年度)「賃金総額」は、上記書類に記載の「確定保険料算定内訳(労災保険分)の保険料算定基礎額」となります。

- ご加入できる方の条件：

団体労働災害総合保険にご加入いただくには、加入資格者は、日本生活協同組合連合会の会員生協・会員生活協同組合連合会およびその関連会社、日本生活協同組合連合会の関連会社であることが条件です。

5 「保険料確定特約」に関する説明事項

労働災害総合保険は、保険契約締結時に暫定保険料をいただき、保険期間終了後に確定精算を行うこととなっていますが、保険料確定特約をセットすることで、ご契約時の直近の政府労災保険等の申告における実績数値を保険料算出の基礎とし、算出保険料を「確定保険料」として取扱いますので、原則として保険料の精算が不要となります。

なお、「保険料確定特約」をセットした保険契約を締結するにあたり、次の事項を承認いただきます。

1. 申告した内容が事実と相違する場合には、ご契約を解除し、保険金のお支払いができないことがあります。
2. この保険契約の保険期間中および保険契約終了後1年間については、保険会社より資料の閲覧を求められた場合に、これに応じなければなりません。
3. 保険料の確定精算を行っていただければ差額の返戻を受けたと考えられる場合であっても、当該差額の受取りはできません。

重要事項のご説明

- この書面は、労働災害総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいをお願いします。
- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約（以下、「普通保険約款・特約」といいます。）に記載していますのでご確認ください。
- 普通保険約款・特約は、ご加入後、加入者証とともにお届けします。事前に必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

労働災害総合保険普通保険約款 + 自動セット特約^(注1) + 各種特約^(注2)

(注1) 次の特約となります。

- ・労働災害総合保険特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・サイバーインシデント補償特約

(注2) セットできる主な特約については、「2. (2) セットできる主な特約」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

①被保険者

契約概要

補償の内容によって、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

契約概要

●法定外補償条項

- ・被保険者の被用者（被保険者の従業員等で加入者証に記載された方をいいます。以下同様とします。）が業務上または通勤途上の災害^(注)によって身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。
 - ・労働災害には「業務災害」と「通勤災害」があり、政府労災保険ではともに保険給付の対象となっています。法定外補償条項の基本契約では、このうち「業務災害」のみを対象としています。特約をセットいただくことにより「通勤災害」も対象とすることができます。なお、法定外補償条項の「業務災害」「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数等の認定については政府労災保険等の決定に従います。（所轄の労働基準監督署長の認定によります。）
 - ・政府労災保険等とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額被災した被用者にお渡しいただきます。被災した被用者からは受領証の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災した被用者に対して支払わなかった場合には、その部分については引受保険会社にご返還いただくことになります。
- (注) 通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

●使用者賠償責任条項

- ・被用者が業務上の災害によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害賠償金および賠償問題解決のために支出する費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、損害賠償金は次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。
- ①政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）
- ②自賠償保険、自賠償共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③法定外補償規定等または法定外補償条項により、被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われる金額
- ・被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

*保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

③保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

次のいずれかに該当する身体の障害等については保険金をお支払いしません。

- 法定外補償条項および使用者賠償責任条項に共通の事項
地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による被用者の身体の障害 等
- 法定外補償条項
①酒気を帯びた状態で自動車等を運転したことによって被用者本人が被った身体の障害
②被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害 等
- 使用者賠償責任条項
被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 等

*上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

④お支払いの対象となる保険金の種類

契約概要

注意喚起情報

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

●法定外補償条項

- ①死亡に対する法定外補償保険金
被用者が死亡した場合にお支払いする保険金です。
- ②後遺障害に対する法定外補償保険金
被用者が後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。
- ③休業に対する法定外補償保険金
被用者が身体の障害により休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で1,092日分（特約をセットすることにより日数を変更することも可能です。）を限度とします。

●使用者賠償責任条項

- ①被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金
ア. 死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度等により給付される金額の超過額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。
イ. 法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。政府労災保険等では慰謝料は給付の対象となりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象となります。
- ②賠償問題解決のために要した費用
ア. 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
イ. 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
ウ. 被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用
エ. 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

(2) セットできる主な特約

契約概要

セットできる主な特約は労災上乗せ補償制度のご案内（3～5ページ）をご参照ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（労働災害総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる身体の障害による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約等の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約等を1つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約等の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

今回セットしていただく補償・特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①使用者賠償責任条項	・ビジネスJネクスト 使用者賠償責任補償特約 ・ビジネスプロテクター/ ビジネスプロテクター（建設業用） 使用者賠償責任補償特約
②災害付帯費用補償特約	ビジネスJネクスト 事業者費用補償（定額型/ベーシック・ 実損型/ワイド・実損型）特約
③コンサルティング費用補償特約	ビジネスJネクスト コンサルティング費用補償特約

●法定外補償条項

法定外補償規定等を定めている場合は、法定外補償規定等の補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。

(a) 単位定額方式（法定外補償金額を「被用者1名につき〇〇円」と金額で定める場合）

被用者1名につき、支払限度額を設定します。

(b) 単位定率方式（法定外補償金額を「被用者1名につき1日あたり平均賃金の〇〇日分」と日数で定める場合）

被用者1名につき、1日あたりの平均賃金^(注)の倍数で設定します。休業補償については1日あたりの平均賃金に対する割合（〇〇％）で設定します。

(注) 平均賃金とは、政府労災保険等の給付基礎日額をいし、保険金支払いの対象となる負傷や疾病の原因となった労働災害の発生日の直前3か月間にその被用者に支払われた賃金総額（3か月を超える期間ごとに支払われる賞与等を除きます。）の平均日額をいいます。

(c) 上記 (a)、(b) の組合せにより設定する方法

●使用者賠償責任条項

基準となる支払限度額は次のとおりとなり、この金額以上1万円単位で設定します。また、支払限度額の上限は被用者1名につき3億円、1回の災害につき10億円とします。

(a) 被用者1名につき：500万円

(b) 1回の災害につき：1,000万円

免責金額^(注)を設定する場合は、損害の額から加入者証記載の免責金額^(注)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

(注) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間

労災上乗せ補償制度のご案内（表紙ページ）をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は、第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた身体の障害による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「3.(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(5) 支払限度額等

契約概要

注意喚起情報

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額、免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、支払限度額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

①保険料

保険料^(注)は、支払限度額、事業の種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

②割増引の合算適用

損害率による割増引^(注)について団体契約として合算適用します。その他の割増引の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注) 割増引率は保険料および過去の損害率等により変動します。このため、加入状況および保険金のお支払状況により翌年度の割増引率が変わる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

労災上乗せ補償制度のご案内（10ページ）をご参照ください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は、労災上乗せ補償制度のご案内（10ページ）に記載の方法により払い込んでください。労災上乗せ補償制度のご案内（10ページ）に記載の方法による保険料の払込みがない場合、身体の障害による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご加入時にお申しいただく事項）

注意喚起情報

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 引受保険会社はこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいし、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

2. クーリングオフ（ご加入のお申込みの撤回等）

注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3. その他

保険料算出（確定）のための確認資料（「保険料確定特約」をセットした契約）

「保険料確定特約」をセットすることにより、保険料が次のいずれかによって定められている場合は、ご加入の際に保険料を算出（確定）するために必要な賃金総額、平均被用者数または請負金額についての資料を引受保険会社にご提出いただきます。

- ご加入時点で把握可能な最近の「労働保険年度（1年間）」もしくは「会計年度（1年間）」における賃金総額、平均被用者数または請負金額
- 保険契約の対象となる工事の賃金総額、平均被用者数または請負金額（有期個別契約の場合に限ります。）

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

- (1) ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。**ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。**

【通知事項】

- ① 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
② ご加入時にご提出いただいた告知書・加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合

- (2) 次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ① 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
② 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

- (1) この保険契約を脱退（解約）する場合は、ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- (2) 脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険料が賃金によって定められる場合は既経過期間中に支払った賃金総額に基づき算出した保険料、被用者数によって定められる場合は既経過期間中の平均被用者数に基づき脱退（解約）の条件によって、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- (3) 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 失効について

注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

5. 保険料の精算および保険料算出（確定）のための確認資料

保険料が見込の賃金総額、平均被用者数等によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注) この保険契約から脱退（解約）される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

6. 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 災害が起こった場合

- (1) 災害が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等
災害が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

【災害の拡大の防止および軽減】

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- (2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等
被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 災害の発生状況を確認できる書類	労働者死傷病報告（写）
(3) 労災保険法等の支給請求書（写）	遺族補償年金（一時金）支給請求書、障害補償給付支給請求書、休業補償給付支給請求書
(4) 労災保険法等の支給決定通知書（写）	労災保険法等の支給決定通知書（写）・年金証書（写）
(5) 被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、遺族補償年金（一時金）支給請求書
(6) 被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類、障害補償給付支給請求書
(7) 被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証明するもの）	被保険者の休業証明書、休業補償給付支給請求書
(8) 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）	法定外補償規定（写）
(9) 法定外補償条項の保険金請求の場合には、被保険者が支払ったまたは支払責任を負担した災害補償金の額を証明する書類	労働災害補償金受領書、補償金の振込伝票（控）、示談書（写）
(10) 使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類	損害賠償金額および費用を証明する書類
(11) 使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(12) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	平均賃金算定内訳
⑤ 平均賃金（給付基礎日額）の算定内容を確認する書類	交通事故証明書（写）
⑥ 交通事故の場合は、事故発生状況の確認のために労働基準監督署に提出された交通事故証明書（写）	運転免許証（写）、労働安全衛生法による技能講習修了証明書（写）
⑦ 被用者が車両運転・操縦中の事故の場合は、運転免許・法令資格が確認できる書類	第三者加害行為届（写）
⑧ 通勤災害補償特約をセットした場合で、通勤災害における交通事故等、第三者の加害行為による災害の場合は、労働基準監督署に提出された第三者加害行為届（写）	発注・受注の請負契約書等
⑨ 下請負人補償特約をセットした場合は、被保険者から下請負人への発注・受注を確認する書類	香典、葬儀、花輪代等の費用明細等
⑩ 災害付帯費用補償特約をセットした場合は、被保険者が負担した香典、葬儀、花輪代等の諸費用の額を確認する書類	

- (3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。（使用者賠償責任条項をセットした場合。）

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係者等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①申込入または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③申込入または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 共同保険

引受保険会社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

お問合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

災害が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター

事故は いち早く

0120-258-189（無料）

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】 株式会社アイアンドアイサービス
TEL 03-6836-1330

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

0570-022-808

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕

- ・受付時間〔平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）〕
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>）

三井住友海上・ココロとカラダの安心メニュー

「ココロとカラダの安心メニュー」は、日本生協連の労災上乗せ補償制度にご加入いただいている生協の従業員と人事労務担当者向けのサービスです。従業員向けには、メンタルヘルス相談サービスやその他日常の相談サービスを提供します。また、人事労務部門のご担当者向けにはコンサルタントによるサポートサービス等を提供します。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。



従業員向けサービス

● 健康・医療相談 24時間365日

「メタボリックが心配」「セカンドオピニオンについて相談したい」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

● 介護相談 24時間365日

「介護はどうしたらいいの…」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

● マタニティ・育児相談 24時間365日

「初めての出産で不安…」「育児が大変で…」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

● 健康管理相談 24時間365日

栄養・食事、薬に関わるご相談に専門スタッフがアドバイスします。

● 栄養・バランスを考えた冷凍食宅配 平日10:00～17:00

管理栄養士が考案した栄養・バランスを考えた冷凍食をご自宅にお届けします。＊有料サービスです。

● 健康チェックサポートサービス 24時間365日

人間ドック機関案内、郵便検診、検診結果のご相談に専門スタッフがアドバイスします。

● メンタルヘルス電話カウンセリング 平日 9:00～21:00 土曜10:00～18:00

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わるご相談に電話で対応します。カウンセリングのほか、医療機関・専門機関の情報提供なども行います。

● インターネット健康情報サービス、WEB相談

専用サイトを通じて、健康・医療に関する様々な情報を提供します。また、WEB相談を行うことができます。

● 専門医情報の提供 平日9:00～17:00

「脳外科の専門医にかかりたい…」「高度医療機器による検査・診療を受けたい」といった場合に専門スタッフが対応します。

● 医療機関紹介 24時間365日

「夜間子供が発熱したので、近隣で対応できる病院を教えてください」「女性なので、女性医師に相談したい」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

● 公的給付・税金相談 平日10:00～17:00

「複雑な年金や税金について相談したい」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

● 法律相談 平日10:00～17:00

「身近なトラブルを相談したい」といった場合にお電話ください。弁護士が相談を承ります。

● 犯罪トラブル・悪質行為の相談 平日10:00～17:00

近年増加しているストーカー問題や悪徳商法、インターネット詐欺等、犯罪トラブルや犯罪まがいの悪質な行為についてのご相談を承ります。

● メンタルヘルス面接カウンセリング 予約制

サービス提携会社の1つである株式会社保健同人社の直営相談室3か所と提携相談機関180か所です。予約制の対面カウンセリングを行います。お一人年間5回までのご利用になります。

人事労務部門向けサービス

● マネジメントサポート 平日10:00～17:00

EAPコンサルタントが人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

● リハビリテーションサポート 平日10:00～17:00

EAPコンサルタントが職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

＊EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

● 産業医サポート 平日10:00～17:00

産業医の非専門分野のご相談について、EAPコンサルタントが、産業医資格を持った医師に相談のうえ、お答えします。

● 職場復帰サポート 平日10:00～17:00

EAPコンサルタントが職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

＊各サービスは、三井住友海上の提携サービス会社にてご提供します。
＊年末・年始は休業させていただきます。海外からはご利用いただけません。
＊このサービスは、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
＊「ココロとカラダの安心メニュー」のご利用をご希望される場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

■このパンフレットは「日本生協連労災上乗せ補償制度（労働災害総合保険）」の概要を説明したものです。詳しくは普通保険約款、特約をご覧ください。なお、ご不明な点は株式会社アイアンドアイサービスまたは引受保険会社までご照会ください。ご加入にあたっては、「重要事項のご説明」をお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
■この保険は、日本生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。
■この保険契約は下記引受保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。（なお、共同保険の各引受保険会社の引受割合は決定しだいご案内します。）

■代理店・扱者

株式会社 アイアンドアイサービス

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 コープ共済プラザ

TEL. 03-6836-1330 FAX. 03-6836-1333

メール. iandi@coopkyosai.coop

HP. <https://www.iandi-s.co.jp/>

■引受保険会社

<幹事保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部 営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL.03-3259-6693 FAX.03-3259-7218

<非幹事保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

共栄火災海上保険株式会社